

※以下のめやすについては、**添付資料**の「県民のみなさまへ～発熱等の症状がある場合の相談や受診の流れ～」を確認したうえで参考にしてください。

職員・利用者の職場復帰（サービス再開）のめやす【令和2年9月時点】

職場復帰・サービス再開基準は、各事業所毎に定めておくことが求められる

- PCR検査が陰性であっても、症状**を認めていた者であれば、症状消失日を0日として2日間（2日目まで）の期間は、自宅（個室）療養が基本となる。
- 新型コロナウイルスの感染リスクがある者の職場復帰（サービス再開）については、以下の目安が参考になる。（例. 濃厚接触者ではないが、陽性者と接触していた可能性がある利用者や職員）の職場復帰（サービス再開）を判断する際、万一感染していたとしても**発症後8日間でほとんど感染性が無くなることから、1）及び2）**を満たしていれば、感染リスクは極めて低く考えられます。）
- 濃厚接触者は、保健所の指導の下で最終接触日を0日として14日間の健康観察が必要になる。

表3 発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安	自宅（個室療養）の目安は職場復帰の目安から1日を差し引いた日として説明しています。
職場復帰の目安は、次の1) および2) の両方の条件を満たすこと	
1) 発症後に少なくとも8日が経過している	
2) 薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも3日が経過している	
*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など	
8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと	
3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと	
ヨーロッパ CDC の隔離解除基準の Mild suspected or confirmed COVID-19 cases (4/8) を参照した	

引用. 日本渡航医学会・日本産業衛生学会. 職域のための 新型コロナウイルス感染症対策ガイド（第3版）.
<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0811koukai.pdf>

関連する説明動画は
こちら

※下記URLから関連する研修会動画を閲覧できます。

奈良県新型コロナウイルス感染症対策強化事業（ならこびnet.）

URL: <https://naramed-inf.org/>



■ 研修会動画へのアクセス方法

- 上記URLへアクセス
- 「会員向け」をクリック（会員登録によってログインが可能になります）
- 「研修会」へ移動
- 「2020.11.18 奈良県中和保健所 新型コロナウイルスに関する研修会（研修会動画）」
「感染防御に関する装備／疑い患者発生時の対応について」（11分26秒～）